

○ 会計検査院における予算決算及び会計令第85条に規定する基準

平成19年7月2日
会 計 検 査 院 長

改正 平成22年2月24日

改正 令和元年5月13日

改正 令和8年3月27日

会計検査院所管に係る工事又は製造その他についての請負契約(予定価格が一千万円を超えるものに限る。)についての予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条(同第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、以下のとおりとする。

1. その者の申込みに係る価格が、工事の請負契約にあつては契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を、製造その他の請負契約(2に定める請負契約を除く。)にあつては10分の6を、予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。なお、他省庁に支出負担行為を委任しているものについては、当該省庁の基準によるものとする。

2. その者の申込みに係る価格が、ビルメンテナンス又は警備の請負契約にあつては予定価格算出の基礎となった直接人件費の額、直接物品費の額、業務管理費の額に10分の3を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額に、当該合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額に満たない場合とする。なお、他省庁に支出負担行為を委任しているものについては、当該省庁の基準によるものとする。

附 則

この基準は、平成19年7月18日から施行する。

附 則（平成22年2月24日）

この改正基準は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に契約担当官等が入札公告又は入札公示を行う工事又は製造その他についての請負契約について適用する。

附 則（令和元年5月13日）

この改正基準は、令和元年5月13日から施行し、同日以降に契約担当官等が入札公告又は入札公示を行う工事又は製造その他についての請負契約について適用する。

附 則（令和8年3月27日）

この改正基準は、令和8年3月27日から施行し、同日以降に契約担当官等が入札公告又は入札公示を行う工事又は製造その他についての請負契約について適用する。